

市町名	制度名	最終 改正日	対象業種	補助要件			整備 区分	補助対象経費	補助率等	交付限度額	備考
				投下固定資産額等	新規雇用者数	立地地域条件等					
若狭町	企業振興条例	H21.7.1	製造業および運輸業	3千万円以上 (移転の場合は純増加分) 敷地面積1,500㎡または 建築床面積500㎡以上	新設: 5人以上 増設・移転: 3人以上	工業地域、 工場適地、 農村工業導入地域、 企業立地計画の集積区 域 その他町長が特に必要と 認める地域	新設 増設 移転	①土地の取得費・造成費 ②事業所建設費 ③償却資産取得費	25%	3千万円	総交付限度額 3千万円
			情報サービス業	2千万円以上 (移転の場合は純増加分)							
			試験研究所	3千万円以上 (移転の場合は純増加分)							